

財務省告示第五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十九年十二月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日
財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記
利付国庫債券（十年）（第二百八
十九回）

二 発行の根拠
平成十九年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十九年法律第
二十五号）第二条第一項並びに

三 振替法の適
成十三年法律第七十五号以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

口

札 非
発 競
行 争
入

八

国 債 市 場
特 別 参 加
者 第 一 項 規 定 基 づ ぎ 発 行 額
非 争 入 札 格 競

二

国 債 市 場
特 別 参 加

億 円 額 面 金 額 で 一 兆 七 千 二 百 四 十 六
 う ち 平 成 十 九 年 度 に お け る 財
 政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特
 例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項
 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国
 債 に つ い て は 額 面 金 額 で 五 千
 九 百 八 十 八 億 三 千 五 百 四 十 万
 円 、 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四
 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発
 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 額
 面 金 額 で 九 千 二 百 六 十 一 億 五 千
 二 百 八 十 五 万 円 、 同 法 附 則 第 七
 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発
 行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 額
 面 金 額 で 九 百 九 十 六 億 千 百 七
 十 五 万 円
 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
 た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額
 で 六 十 七 億 二 千 九 百 万 円
 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六
 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
 た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額
 で 千 六 百 七 十 九 億 円
 特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 七
 条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付

口		十 十		九		八		二		八		口		七	
イ		一		振		最		行		行		札		払	
競		発		替		額		争		争		発		込	
争		行		単		面		入		入		行		金	
入		行		位		金		札		札		入		額	
額		平		の		五		千		千		六		百	
面		成		記		万		六		六		十		六	
金		十		載		円		百		百		七		億	
額		九		又				九		八		億		円	
百		年		は				億		十		四		て	
円		十		記				五		二		千		、	
に		二		録				百		億		百		額	
つ		月		は				十		千		七		面	
き		二		、				四		九		十		金	
百		十		最				万		百		八		額	
円		月		低				円		一		万		で	
十		二		額						万		千		千	
九		十		の						円		百		六	
銭		日		面						円		千		百	
				金						円		百		九	
				簿						円		百		九	
額		平		の		五		千		千		六		百	
面		成		記		万		六		六		十		六	
金		十		載		円		百		百		七		億	
額		九		又				九		八		億		円	
百		年		は				億		十		四		て	
円		十		記				五		二		千		、	
に		二		録				百		億		百		額	
つ		月		は				十		千		七		面	
き		二		、				四		九		十		金	
百		十		最				万		百		八		額	
円		月		低				円		一		万		で	
十		二		額						万		千		千	
九		十		の						円		百		六	
銭		日		面						円		百		九	
				金						円		百		九	
				簿						円		百		九	

十
三
二

初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札
期 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発
利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行
子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.5}{100} \times \frac{1}{2}}$$

す 次 そ が 金 と 平 年
る 号 の 銀 額 し 成 一
期 及 翌 行 を 、 二 ・ 五
日 び 営 休 支 次 十 五
に 第 業 業 払 の 年 パ
つ 十 日 に 日 。 算 六 ー
い 五 に に 当 た 式 に 月 セ
て 号 支 払 たり だ よ 二 ン
同 にお へ 以 下 算 日 十 ト
じ いて 規 定 期 期 期
。 。

十 十 十 十
八 七 六 五

入 払 元 償 償
札 場 利 還 還
参 所 金 金 期
加 支 額 限

財 日 額 平 る い 日 毎
務 本 面 成 利 て を 年
大 銀 金 二 子 、 支 六
臣 行 額 十 支 の 払 月
か 百 九 支 の 日 と 十
ら 円 年 払 日 以 し 日
通 につ 二 月 前 六 各 及
知 つき 月 月 月 月 支 び
を 百 二 二 二 二 支 十
受 円 十 十 十 十 払 二
け 円 日 日 日 日 期 月
た 十 日 日 日 日 に 二
者 十 日 日 日 日 属 十
す 。

十九

者

达
期
日

平成
十九
年
十二
月
二十
日